

倉敷市芸文館
軽食喫茶テナント出店者募集要項



令和7年9月

指定管理者：公益財団法人倉敷市文化振興財団

1. 募集内容について

倉敷市の地域文化の発信拠点として年間10万人以上が利用する『倉敷市芸文館』への飲食施設の出店者を募集します。

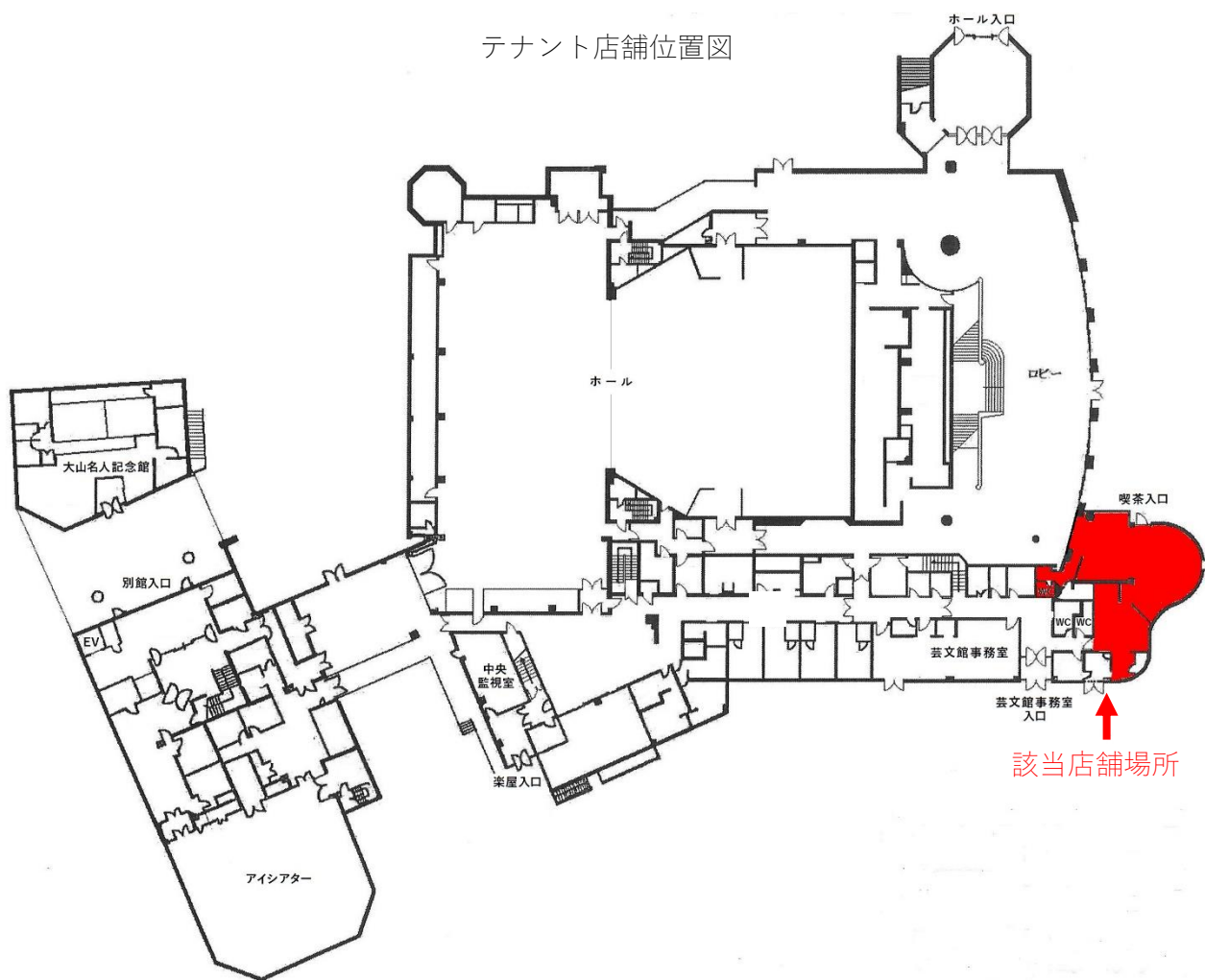
- (1) 調理加工した食品及び飲み物の販売
- (2) 施設利用の顧客の利便に供するケータリングなどのサービス提供

2. 倉敷市芸文館概要

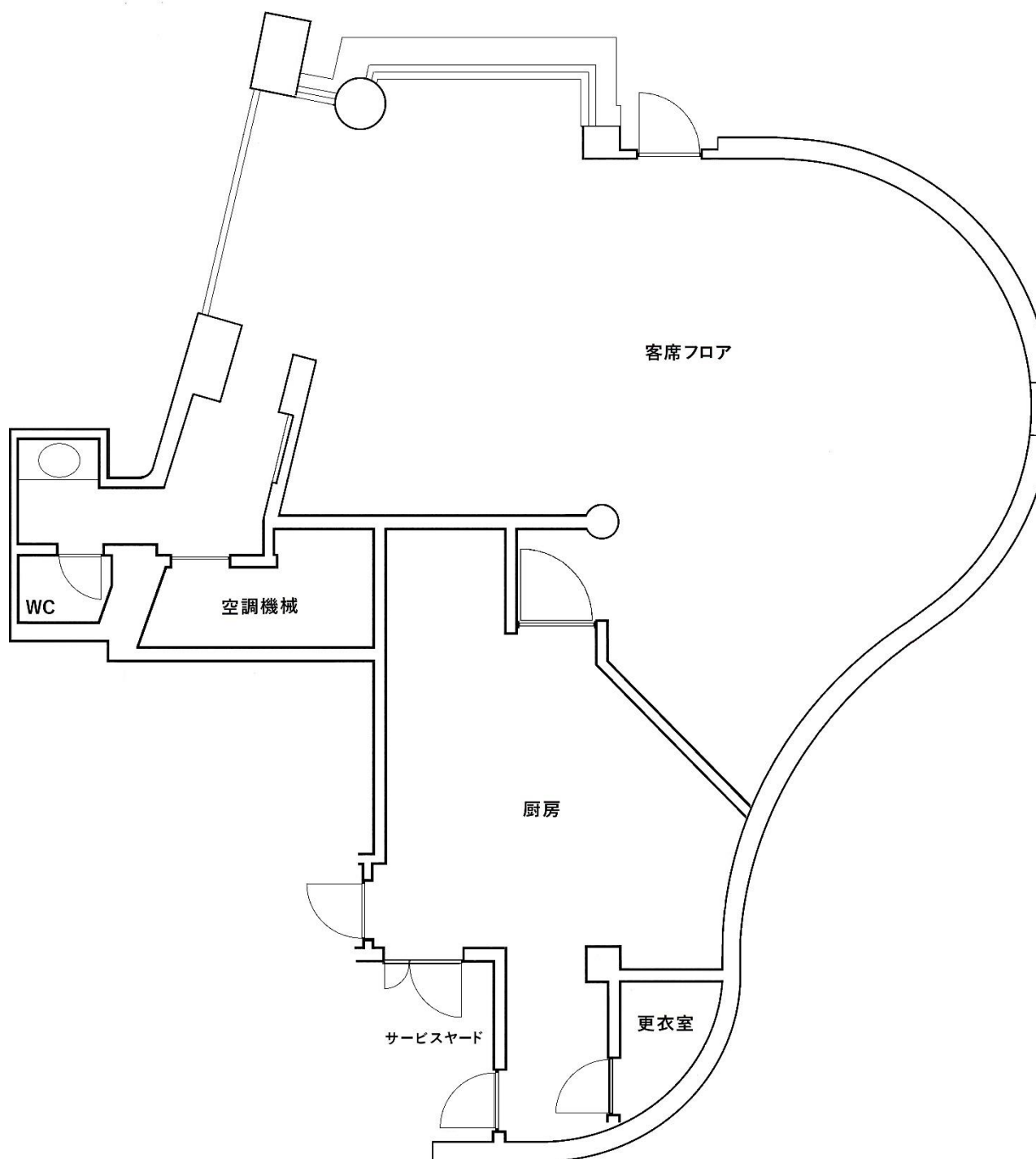
- (1) 所在地 倉敷市中央1丁目18番1号
- (2) 建物 1993年完成 地上5階建て
- (3) 設置者 倉敷市
- (4) 指定管理者 公益財団法人倉敷市文化振興財団

3. 施設使用許可営業施設

倉敷市中央1丁目18番1号 倉敷市芸文館 軽食喫茶施設



店舗平面図



4. 軽食喫茶施設の概要

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 場 所 | 倉敷市芸文館本館 1F 東側 |
| (2) 面 積 | 147.85㎡ |
| (3) 最大座数 | 42席以下 |
| (4) 設 備 | 電気・給排水設備、空調設備 |

5. 運営方法

公益財団法人倉敷市文化振興財団と出店者との間で、軽食喫茶施設につき業務委託契約を締結します。

6. 委託契約期間

初年度は契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとし、2 年目以降は 4 月 1 日から 1 年単位で、特段の申し出がない限り、最長で令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで自動更新とします。

7. 出店条件

(1) 営業開始期限

契約日より 6 0 日以内に開業して下さい。

(2) 営業日時及び休業日

① 営業日

倉敷市芸文館の開館日を営業日とします。

② 営業時間

倉敷市芸文館の開館時間内とし、営業時間を倉敷市芸文館へ届け出ることとします。

③ 休業日

ア. 毎週水曜日(水曜日が祝日・振替休日の場合はその翌平日)

イ. 年末年始(1 2 月 2 9 日～1 月 3 日)

ウ. 施設の運営上やむを得ない状況が発生し、倉敷市芸文館より特別要請があった場合は休業となる場合があります。

※臨時休業する場合や、営業時間を変更する場合は、事前に倉敷市芸文館へ報告することとします。

(3) 施設使用料

毎月、飲食の売上額(税込)の 1 0 %とし、上限額を 1 6 万円とします。

ただし、売上額(税込)の 1 0 %が 3 万円に満たない場合は下限額を 3 万円とします。

(4) 出店者の負担費用

① 光熱水費(電気料金・ガス料金・上下水道料金)

② 一般廃棄物・産業廃棄物の処理費用

③ 各種消耗品費

④ 出店者の過失により設備・備品等を破損・損壊した場合の修繕費用

(5) 営業条件

① 営業種目は、軽食及び喫茶とします。

② 公共の文化施設であることを念頭に、店名及びメニュー、店内装飾、制服等を構成してください。

- ③ 軽食喫茶施設外における広報活動、店名表示看板及びメニュースタンドの設置は、以下の条件のもと倉敷市芸文館の許可を得た後に実施することができます。
- ア. 倉敷市芸文館の業務を妨げないこと。
 - イ. 施設利用者通行の妨げとならないこと。
 - ウ. 公共の文化施設としての景観を損なわないこと。
- ④ 現在店舗内に設置してある厨房機器やテーブル等については店舗内において自由に使用していただいて構いません。ただし、出店者の営業内容に合わせた備品類を新たに購入、設置はしませんので、必要なものは全て出店者側においてご準備ください。
- ⑤ 軽食喫茶施設（客席フロア・厨房・トイレ・更衣室等）の清掃については、全て出店者で行ってください。
- ⑥ 売上金・商品等の管理については全て出店者で行うこととし、倉敷市芸文館では一切の責任を負いません。
- ⑦ 施設を目的外に使用、転貸しはしないでください。
- ⑧ 施設について修繕・模様替えを行うときは、事前に文書にて指定管理者（公益財団法人倉敷市文化振興財団）の承諾を得てください。

(6) その他

- ① 防火管理及び衛生管理には細心の注意を払い、法令順守願います。
- ② 公益財団法人倉敷市文化振興財団の主催する催し等にご協力願います。
- ③ 倉敷市芸文館の実施する設備関係等の保守点検作業に協力してください。
- ④ 倉敷市芸文館が実施する年２回の消防・避難訓練に参加願います。

8. 応募資格

個人・法人ともに申込者になることができます。ただし、飲食店経営のノウハウを有し、倉敷市芸文館の運営を理解のうえ協力できる方で、以下の全てに該当する方に限ります。

- (1) 事業税等の諸課税を滞納していないこと。
- (2) 飲食店営業に必要な許可を取得できていること。
- (3) 食品衛生法及び、他の法律に基づく処分などを過去３年間受けていないこと。
- (4) 事業主、従業員はもとより、取引先を含め関係者が「反社会的勢力」に該当しないこと。
- (5) 「反社会的勢力」の運営維持に協力・関与しておらず、また「反社会的勢力」と社会的に非難されるような交友関係にないこと。

9. 提出書類

(1) 提出先

〒710-0046 倉敷市中央１丁目１８番１号 倉敷市芸文館

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 書類内容

- ① 出店申込書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 出店計画書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 会社概要書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④ 提案書（A4判8ページ以内、書式自由）・・・原本（クリップ留め） 1部
写し（左肩ホッチキス留め） 4部

留意事項

- ア. 軽食喫茶施設の概要（厨房機器の一覧・テーブルなどの配置イメージ図含む）
- イ. その他特記事項（店舗としての特徴的なことなど）

- ⑤ 定款（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑥ 法人登録簿（法人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑦ 過去1年間の国税及び、地方税の納税証明書・・・・・・ 1部

10. プレゼンテーション

開催日時及び場所につきましては書類審査通過後ご連絡いたします。

11. 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションにより、「倉敷市芸文館テナント出店者選考委員会」が厳正に審査のうえ選定いたします。

12. 選定結果の通知

選定された出店者には「選定通知書」によりその旨を、選定されなかった場合は「非選定通知書」によりその旨を通知します

。

13. 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とみなし、申請を却下します。

- (1) 申請者が、選定委員会委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 申請者に、書類の提出から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為があったことが判明した場合。
- (3) 申請者に、審査の公平さに影響を与える行為があったことが判明した場合。

14. その他

申請に係わる費用は、全て申請者の負担とします。

【お問合せ先】

倉敷市芸文館 ／ 〒710-0046 倉敷市中央1丁目18-1

TEL (086) 434-0400

FAX (086) 434-0448

Mail geibunkan@arsk.jp

担当 伊藤・兒子